

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「企業の所有者は、その所有を法的に裏付ける株式の対価を支払って保有する者、すなわち株主である」であります。

このような基本理念のもと、株主以外のいわゆるステークホルダー（利害関係者）との利害の調整を図りながらも、それが究極的には株主の利益となるよう意識し、企業価値（enterprise value）の極大化のみならず株主価値（shareholders value）の極大化を目的とした経営を心掛けてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてのコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
KGI ASIA LIMITED-D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED	4,900,000	27.34
CITIC SECURITIES BROKERAGE (HK) LIMITED AC CLIENT	868,800	4.85
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT	522,300	2.91
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005NON US	455,300	2.54
日本証券金融株式会社	342,800	1.91
クレディ・スイス証券株式会社	298,200	1.66
LGT BANK LTD	275,200	1.54
松井証券株式会社	250,100	1.40
株式会社SBI証券	231,800	1.29
明和證券株式会社	170,000	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
永田 達也	他の会社の出身者													
王 路	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永田 達也			株式会社ニッセイの社外取締役を現任しております。また、独立役員に指定しております。	建材・設備機器の製造・販売会社で要職を歴任され、住環境ビジネスに関する高度な専門的知識に基づき、妥当性や適切性の見地から適切な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いいたしました。 客観的かつ中立的な視点で、当社の経営の公正・透明性を監督できる人材であり、かつ、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。

王 路		大成法律事務所のシニアパートナー等を現任しております。また、独立役員に指定しております。	<p>会社経営に関与した経験はありませんが、証券会社のM&amp;A部門において日中間案件の責任者として勤務した後、現在は法律事務所のシニアパートナーとして企業のM&amp;A及び会社法務を専門分野として担当しております。上記経験と知見により、妥当性と適正性の見地から有益な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いいたしました。</p> <p>客観的かつ中立的な視点で、当社の経営の公正・透明性を監督できる人材であり、かつ、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。</p>
-----	--	--	--

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

### 現在の体制を採用している理由 更新

内部監査部門の従業員が監査等委員会の職務の補助を兼任しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室では、内部監査規程に則り、監査計画を策定して業務監査及び会計監査を実施しており、当社グループの業務活動が適正・効率的に行われているかを監査しております。その結果及び状況を、監査等委員会とも共有し、効率的な監査を行うため、連携強化に努めております。また、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監査等委員会への出席を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見及び情報の交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努めております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数

2名

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、取締役を対象として、株式報酬型ではない有償ストックオプション(新株予約権)の付与を行いました。なお、本新株予約権は、割当日から行使期間の終期に至るまでの間に普通取引の当日を含む直近5取引日の終値の平均値が一度でも行使価額の30%を下回った場合、被割当者たる当社取締役に対し、本新株予約権の行使期間満了日までに、本新株予約権を行使することを義務付けており、株価変動に被割当者が株価下落についてのリスクを他の一般株主の皆様と共有するという一定の責任を負う内容となっております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成25年10月4日付取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権の目的である株式の種類は普通株式480,000株で、新株予約権1個につき100株となります。

取締役2名他への付与内容は以下のとおりです。

呉文偉1,600個 張平1,600個 その他1,600個

平成26年6月27日付取締役会決議に基づき発行した第4回新株予約権の目的である株式の種類は普通株式300,000株で、新株予約権1個につき100株となります。

取締役2名及び従業員他31名への付与内容は以下のとおりです。

呉文偉500個 張平500個 従業員他31名2,000個

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定した報酬の限度内において、監査等委員を除く取締役の報酬は取締役会で、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議で決定することを定めております。

なお、平成28年3月25日開催の第37期定時株主総会決議により、監査等委員を除く取締役の報酬等の限度額は年額250,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額30,000千円以内となっております。

## 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役2名は監査等委員であり、その職務を補助するために、監査等委員会の事務局を内部監査部門内に設置し、内部監査部門の従業員が兼務してその事務にあっております。

また、取締役会の開催に際しては、内部監査部門長が社外取締役に対し、事前に基礎資料を配布し、議事内容の周知を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

代表取締役及び各業務担当取締役は、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程・その他取締役の職務執行に関する諸規程に基づいて業務執行を行っております。

これら諸規程の権限に応じて、業務執行に先立って、毎月1回開催される取締役会のほか、月2回開催される経営会議(常勤取締役、執行役員及び担当部門長、必要に応じて非常勤取締役を招集することで構成)を経ることにより、また、業務執行の状況を報告することにより、業務執行の適切な監督に努めております。

また当社と監査等委員である取締役張平氏、社外取締役永田達也氏及び王路氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となっております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。取締役会において議決権を有する監査等委員の経営参画により、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の一層の効率化を図ることを目的としております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	<a href="https://www.asia.co.jp/ir/">https://www.asia.co.jp/ir/</a> において、目論見書、決算短信、有価証券報告書、会社説明会資料、決算情報以外の適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室をIR担当部署としております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは倫理方針の中で、常に公正・透明・自由な取引を行うとともに、ステークホルダーに対して、企業情報を適時、的確に開示し、透明性を高めるとともに、適正な財務報告のため誠実に行動することを定めております。	

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、関連法規の遵守を目的として、合理的・合目的かつ当社グループの企業風土に適合した、内部統制に関する体制を構築しております。

そして、これら構築した体制が適切に機能するよう、内部監査及び相談・通報制度によって運用状況の確認検証を行い、より良き体制作りへ常に取り組みます。

まず、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために以下の体制を構築しております。

- (1)倫理方針を策定し、当社の役員及び使用人に、法規や倫理の守るべき基本を示しております。
- (2)コンプライアンスを含むリスク管理体制及び情報の管理・開示体制整備を目的とした、リスク管理委員会を設置してコンプライアンスの徹底を図っております。
- (3)社内でのコンプライアンス違反行為に対し社外を含む機関への相談・通報制度を設け、また、通報内容の秘密を守り、通報者を不利益に扱わないことを定めております。
- (4)役職員の業務に関連する法令について、社内外の専門家による研修を施すことにより、個々の役職員が、それぞれの立場・視点でコンプライアンスを考え業務にあたるべく意欲向上に努めております。

次に、取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制として、法令及び情報セキュリティポリシーに基づいて制定された諸規定を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を含む社内情報の機密性・保全性・可用性を維持・向上させるよう努めております。

さらに、リスク管理体制として、前述のリスク管理委員会を設置してリスク管理の規程策定と見直し、リスク管理に係る行動計画書の策定と見直し、コンティンジェンシープラン及び行動計画書の実施状況のモニタリングを行うほか、リスクの所在・種類、リスク管理に必要なプロセス・手法を把握し、各リスクの管理状況を勘案して有効なリスク管理のための経営資源の配分に努め、リスク管理の状況を確認し、管理体制の見直しを行っております。

また、当社及び子会社から成る企業集団及び子会社における業務の適正を確保するための体制として、当社グループ各社は、情報管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、コンプライアンス体制につき、当社に準ずる体制を整備し、関係会社管理規程を定め、グループ会社に対して当社への承認を求めるべき事項及び報告をすべき事項等を明らかにしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みにつきましては、以下のとおりであります。

- (1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス経営の徹底及び企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関係を遮断し、不当要求に対して、毅然とした態度で対応することとしております。

- (2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

倫理方針を策定し、反社会的勢力とは断固として関わりを持たない旨、社内に周知徹底しております。

また、当社では、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた整備を行っております。

- a)反社会的勢力対応窓口を管理本部とし、反社会的勢力に対し、組織全体で対応する体制を整えております。
- b)取引先が反社会的勢力であるかどうかについて、取引開始前に信用調査機関への調査の依頼や取引銀行への照会を行っております。また、社内においては、役員の就任時に反社会的勢力との関わりがない旨の誓約書を取り交わし、反社会的勢力による被害の防止に努めております。
- c)平素から顧問弁護士及び所轄警察署と密接な連携関係を構築しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループでは、当社各部門長及び子会社社長を情報管理担当者と定めており、内部情報が発生した場合は、情報管理担当役員に速やかに報告することとしております。

情報管理担当役員は、代表取締役社長、情報開示担当役員等への報告、連絡及び相談等を行い、開示すべき重要事実該当するか否かの判断を行います。開示すべきだと判断された発生事実は、開示資料案とともに情報管理担当役員から代表取締役社長に報告を行った後、速やかに情報開示します。

また、決定事実及び決算情報につきましては、開示資料案とともに取締役会の決議を経た後、速やかに情報開示を行います。会社情報の適時開示は、TDnetに開示したうえで、速やかに当社ホームページに掲載しております。





